



参考

[根拠法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例

- 第24条 入居者は、当該市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

[基準法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

- 第26条 条例第24条第1項ただし書の規定による増築の承認は、その用途が風呂場又は物置であって、その増築面積が9.99平方メートル以下である場合に限り行うものとする。
- 2 入居者は、条例第24条第1項ただし書の規定による市営住宅を模様替え又は増築の承認を求めようとするときは、市営住宅模様替え・増築工事承認申請書（様式第32号）を、設計書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該市営住宅の環境、外観その他実情を考慮してその可否を決定し、市営住宅模様替え・増築工事承認・不承認通知書（様式第33号）により当該入居者に通知するものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。